

職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

職員の給与の特例に関する条例

(職員の給料の特例)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)第四条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、給与条例第四条から第五条の二まで及び第二十一条第一項から第四項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国機関等派遣条例」という。)第四条第一項並びに公益的法人等派遣条例」という。)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額(その額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の給与(職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の規定により支給する退職手当(以下「退職手当」という。)を含む。以下同じ。)の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。

給料表	職員	割合
行政職給料表	その職務の級が二級以下の職員	一〇〇分の四・四
	その職務の級が三級から六級までの職員	一〇〇分の七・四
	その職務の級が七級以上の職員	一〇〇分の九・四
	その職務の級が三級以下の職員	一〇〇分の四・四
	その職務の級が四級から七級までの職員	一〇〇分の七・四
	その職務の級が八級以上の職員	一〇〇分の九・四
公安職給料表	その職務の級が二級以下の職員	一〇〇分の四・四
教育職給料表(二)	その職務の級が二級以下の職員(その職務の級が二級の職員にあつては、平成二十五年六月一日において給与条例第十八条第五項に規定する各給料表につき人事委員会規則で定めるものに該当するもの(以下この条において「役職加算対象者」という。)を除く。)	一〇〇分の四・四

教育職給料表(三)	その職務の級が二級以上の職員（その職務の級が二級の職員にあっては、役職加算対象者を除く。）	一〇〇分の四・四
	その職務の級が二級以下の職員（その職務の級が二級の職員にあっては、役職加算対象者に限る。）	一〇〇分の七・四
研究職給料表	その職務の級が二級以下の職員	一〇〇分の四・四
	その職務の級が三級又は四級の職員	一〇〇分の七・四
医療職給料表(一)	その職務の級が五級の職員	一〇〇分の九・四
	その職務の級が一級の職員	一〇〇分の四・四
医療職給料表(二)	その職務の級が二級以上の職員（その職務の級が四級の職員にあっては、給与条例第十七条の三第一項に規定する管理職手当（以下「管理職手当」という。）を支給されるものを除く。）	一〇〇分の七・四
	その職務の級が四級の職員（管理職手当を支給される職員に限る。）	一〇〇分の九・四
医療職給料表(三)	その職務の級が二級以下の職員	一〇〇分の四・四
	その職務の級が三級以上の職員	一〇〇分の七・四
その職務の級が二級以下の職員	その職務の級が三級以下の職員	一〇〇分の四・四
	その職務の級が三級から六級までの職員	一〇〇分の七・四
その職務の級が七級の職員	一〇〇分の九・四	

(市町立学校職員の給料の特例)

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員条例」という。）第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、特例期間において、市町立学校職員条例第三条から第四条の二まで、外国機関等派遣条例第四条第一項及び公益的法人等派遣条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の給与の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。

給料表	職	員	割	合
-----	---	---	---	---

教育職給料表(イ)	その職務の級が二級以下の職員（その職務の級が二級の職員にあつては、平成二五年六月一日において市町立学校職員条例第二条の規定によりその例によることとされる給与条例第十八条第五項に規定する各給料表につき人事委員会規則で定めるものに該当するもの（以下この条において「役職加算対象者」という。）を除く。）				一〇〇分の四・四
教育職給料表(ロ)	その職務の級が二級以上の職員（その職務の級が二級の職員にあつては、役職加算対象者に限る。）				一〇〇分の七・四
行政職給料表	その職務の級が二級以下の職員（その職務の級が二級の職員にあつては、役職加算対象者を除く。）				一〇〇分の四・四
	その職務の級が二級以上の職員（その職務の級が二級の職員にあつては、役職加算対象者に限る。）				一〇〇分の七・四
	その職務の級が二級以下の職員				一〇〇分の四・四
	その職務の級が三級から六級までの職員				一〇〇分の七・四
	その職務の級が七級以上の職員				一〇〇分の九・四
医療職給料表	その職務の級が二級以下の職員				一〇〇分の四・四
	その職務の級が三級以上の職員				一〇〇分の七・四

（任期付研究員の給料の特例）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額、特例期間において、任期付研究員条例第五条、外国機関等派遣条例第四条第一項及び公益的法人等派遣条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の給与の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。

一 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が三号給以下のもの及び同条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員 百分の七・四

二 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が四号給以上のもの及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・四

(特定任期付職員の給料の特例)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員を除く。)の給料月額は、特例期間において、任期付職員条例第六条、外国機関等派遣条例第四条第一項及び公益的法人等派遣条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の給与の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。

- 一 任期付職員条例第六条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が四号給以下のもの 百分の七・四
- 二 任期付職員条例第六条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・四

(管理職手当の特例)

第五条 管理職手当の額は、特例期間において、給与条例第十七条の三第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた管理職手当の額から、その額に百分の二十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の給与の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。(給料月額等を算出の基礎とする給与の特例)

第六条 第一条から第四条までの規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算出の基礎となる給料月額は、特例期間において、第一条本文、第二条本文、第三条本文又は第四条本文の規定により定められた給料月額とする。

- 一 給与条例第十一条の二及び第十一条の三に規定する地域手当(給与条例第十八条第一項の規定により支給する期末手当(以下「期末手当」という。))及び給与条例第十八条の四第一項の規定により支給する勤勉手当(以下「勤勉手当」という。))の額の算出の基礎となる場合におけるものを除く。次項において「地域手当」という。
- 二 給与条例第十四条の四に規定する産業教育手当
- 三 給与条例第十四条の五に規定する定時制通信教育手当
- 四 給与条例第十五条第七項に規定する勤務一時間当たりの給与額
- 五 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)第二条第

九号、第十五号、第三十一号及び第三十五号に掲げる特殊勤務手当

六 市町立学校職員条例第七条に規定する夜間学級担当手当

七 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）第三条第一項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）（第三項各号に掲げる給与、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となる場合におけるものを除く。）

八 任期付研究員条例第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当

九 任期付職員条例第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当

2 前条の規定にかかわらず、地域手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条本文の規定による管理職手当の額とする。

3 次に掲げる給与の支給に当たっては、特例期間において、給与条例第十四条の二及び第十四条の三並びに市町立学校職員条例第九条及び第十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

一 給与条例第十四条の二に規定する特地勤務手当 当該職員の給料月額（教職調整額を含む。以下この項において同じ。）に対する特地勤務手当の月額に第一条の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（次号において「支給減額率」という。）を乗じて得た額

二 給与条例第十四条の三に規定する特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の給料月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

三 市町立学校職員条例第九条に規定するへき地手当 当該職員の給料月額に対するへき地手当の月額に第二条の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（次号において「支給減額率」という。）を乗じて得た額

四 市町立学校職員条例第十条に規定するへき地手当に準ずる手当 当該職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項に次の一号を加える。

四 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（

昭和四十六年広島県条例第六十七号）第三条第一項

附則第十条に次の一項を加える。

3 前条の規定による給与を支給される職員に関する次の表の上欄に掲げる職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年広島県条例第三十三号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	給料月額	給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号。以下「平成十七年改正給与条例」という。）附則第九条の規定による給与を含む。）は
第四項まで		第四項まで、平成十七年改正給与条例附則第九条
給料月額から		給料月額と平成十七年改正給与条例附則第九条の規定による給与の額との合計額から
第三条	給料月額	給料月額（平成十七年改正給与条例附則第九条の規定による給与を含む。）は
第五条、		第五条、平成十七年改正給与条例附則第九条、
給料月額から		給料月額と平成十七年改正給与条例附則第九条の規定による給与の額との合計額から
第四条	給料月額	給料月額（平成十七年改正給与条例附則第九条の規定による給与を含む。）は
第六条、		第六条、平成十七年改正給与条例附則第九条、
給料月額から		給料月額と平成十七年改正給与条例附則第九条の規定による給与の額との合計額から
第六条	給料月額	給料月額（平成十七年改正給与条例附則第九条の規定による給与を含む。以下この条において同じ。）は
第一項		

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項を次のように改める。

2 前条の規定による給与を支給される職員に関する次の表の上欄に掲げる職員の給与

の特例に関する条例（平成二十五年広島県条例第三十三号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条	給料月額は	給料月額（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号。以下「平成十七年改正市町立学校職員条例」という。）附則第七条の規定による給料を含む。）は
第四条の二まで	給料月額から	第四条の二まで、平成十七年改正市町立学校職員条例附則第七条
給料月額から		給料月額と平成十七年改正市町立学校職員条例附則第七条の規定による給料の額との合計額から
第六条 第一項	給料月額は	給料月額（平成十七年改正市町立学校職員条例附則第七条の規定による給料を含む。以下この条において同じ。）は